



廿日市市 林業振興ビジョン

森林を守り、育て、活かし、次世代へつなぐ林業のまちづくり



ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし



第1章 ビジョン策定にあたって

- 1. 林業振興ビジョン策定の趣旨 3
- 2. 林業を取り巻く社会的背景 4
- 3. 林業振興ビジョンの位置づけ 6
- 4. 計画期間 6



第2章 林業の現状と課題

- 1. 森林・林業の現況 9
- 2. 事業体ヒアリング・アンケート調査 17
- 3. 林業振興課題と対応方針 19



第3章 林業振興ビジョン

- 1. 基本理念 23
- 2. 基本方針 24
- 3. 施策の体系表 25
- 4. 施策の主な取組内容 26



第4章 林業振興ビジョンの推進体制

- 1. 連携体制 33
- 2. 各主体に期待される役割 34

～ ご 挨 拶 ～

廿日市市は広島県西部に位置し、南は瀬戸内海、北は中国山地に接する、市域の約8割強を森林が占める自然豊かなまちです。これらの森林は、木材や林産物の供給にとどまらず、水源の涵養や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、生物多様性の保全など、私たちの暮らしを支える多様な公益的機能を発揮しています。さらに、宮島をはじめとする地域の木工文化や伝統工芸は、森林資源と深く結びつき、古くから「木のまち、木工のまち」として発展してきた廿日市の歴史と魅力を形づくってきました。

しかし近年、人口減少や都市化の進行、生活様式の変化により、人々と森林との関わりは希薄になりつつあります。また、林業従事者の高齢化や後継者不足、所有者不明の森林の増加、適切な間伐や管理が行き届かないことによる荒廃など、課題は深刻です。特に、戦後に植林されたスギやヒノキなどの人工林は収穫期を迎えていますが、木材価格の低迷や流通コストの増大により、伐採・再造林が進みにくい状況にあります。このままでは、森林の公益的機能が損なわれ、災害リスクや生態系への影響が懸念され、こうした状況に鑑み、国では「森林経営管理法」や「森林環境譲与税制度」を創設し、森林管理の新たな仕組みづくりを進めています。森林を取り巻く環境は、極めて重要な局面を迎えています。

本市では、国の制度を最大限に活用しながら、森林資源の循環利用、地域産業の振興、そしてカーボンニュートラル社会の実現を目指すこととして、この度、「廿日市市林業振興ビジョン」を策定しました。このビジョンは、市民の皆様とともに、未来の世代に美しい森林景観を継承し、森林の多面的機能を高めるための指針であり、今後、木工文化や観光資源との連携を図りながら、地域の魅力をさらに高める取組を推進してまいります。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、貴重なお意見、ご提言をお寄せいただいた林業事業者、木材生産関連業者、森林ボランティア団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

廿日市市長
松本 太郎





第1章 ビジョン策定にあたって

1. 林業振興ビジョン策定の趣旨
2. 林業を取り巻く社会的背景
3. 林業振興ビジョンの位置づけ
4. 計画期間



1. 林業振興ビジョン策定の趣旨

廿日市市は広島県西部に位置し、瀬戸内海沿岸から中国山地まで多様な自然環境を有する市です。総面積の約86%を森林が占めており、天然林や里山、人工林など、多様な森林景観が広がっています。

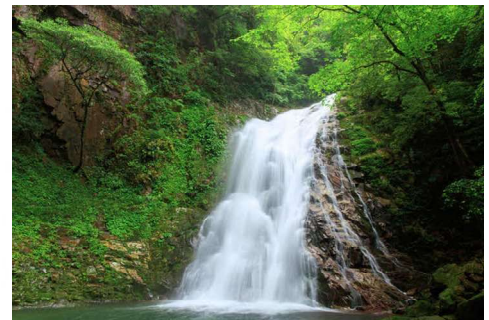
これらの森林は、木材の供給のみならず、水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策などの環境機能を担うとともに、レクリエーションや環境教育の場として活用（これらの機能をすべてあわせて、「森林の有する多面的機能」と呼びます。）されるなど、市民生活を支える重要な地域資源となっています。

一方で、本市の森林においては、戦後に植林されたスギ・ヒノキが木材として利用できる時期を迎えているものの、外国産木材との競合、林業従事者の減少、森林所有者の高齢化などにより、森林の適切な管理や廿日市市産材の活用が十分に進んでいない状況にあります。

こうした背景のもと、森林の有する多面的機能を市民が将来にわたり享受し、「木のまち」としての文化や地域資源を活用していく必要があります。また、先人が守り、育ててきた森林を次の世代へと確実に引き継いでいくためには、森林を守り、育て、活かす取組を一体的に進め、林業や木材産業の振興を通じた持続的な森林の循環を推進していくことが求められています。

そのため、本市では、市民、林業事業体、関係団体、行政など多様な主体が森林の将来像を共有し、森林を守り、育て、活かし、次世代へとつないでいく「林業のまちづくり」の方向性を示す指針として、「廿日市市林業振興ビジョン」を策定します。

廿日市市が目指すべき森林の姿



用語説明

- 天然林：自然の力で育っている森林。
- 人工林：人の手により苗木の植栽・播種・挿し木などが行われ、木材利用のために人が育てる森林。
- 水源涵養：洪水の緩和、流量の安定、水質の浄化など、森林が持つ水資源を保全する働き。

2. 林業を取り巻く社会的背景

2-1 森林経営管理制度



廿日市市に植林されたスギやヒノキは、その多くがすでに木材として利用可能な時期を迎えています。このまま管理していない森林を放置してしまうと、木材としての利用価値が低下してしまうだけでなく、土砂災害リスクの高まりが懸念されます。

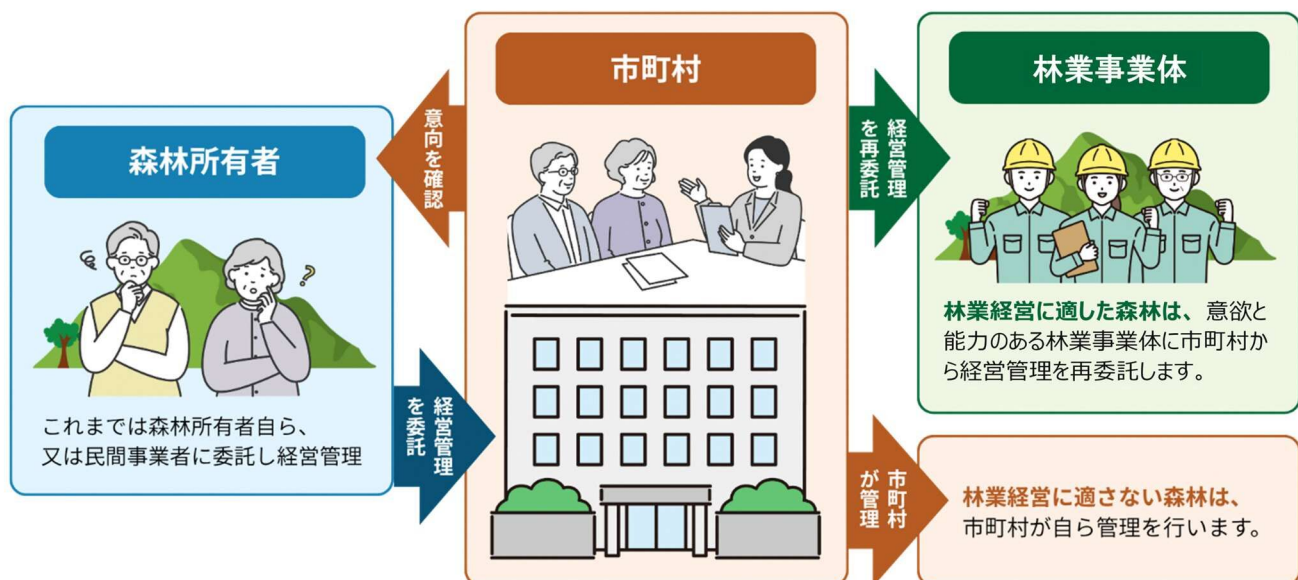
しかし、林業の担い手不足や国産材の価格低迷などの背景から、林業は産業として長期的な低迷に見舞われています。市民の森林に対する関心は薄れていく一方であり、森林所有者の間でも、ご自身が所有している森林がどこにあるのかも、特定するのが困難な状況です。

このような状況をふまえ、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、適切な森林管理を行うための「森林経営管理制度」という新たな制度が始まりました。

森林経営管理制度とは、所有する森林をご自身で管理することが難しくなった森林所有者と、林業を行う意欲と能力のある林業事業者の橋渡しを行うための制度であり、間伐などの手入れがなされていない人工林について、市町村が仲介役となって、適切な経営や管理を図るための制度です。

森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の今後の経営管理の意向を確認し、森林所有者に代わって経営管理権を取得して、林業事業体に再委託をする仕組みです。



用語説明

○間伐：森林で主要な木の生育を助けるために、不要な木を伐りとって適度な間隔をつくること。

○経営管理権：森林所有者に代わって市町村がその森林の経営や管理を行う権限のこと。

経営管理権の取得により、森林の所有権の移転は発生しない。

2-2 森林環境税・森林環境譲与税



森林環境税および森林環境譲与税は、平成 31 年に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林の有する多面的機能を維持し、持続可能な森林整備を進めることを目的として創設された制度です。

森林環境税は、令和 6 年度から国民一人当たり年間 1,000 円が課税されています。この税収は森林環境譲与税として、人口や森林面積などに応じて全国の市町村・都道府県に配分されます。配分された財源は、森林整備、人材育成、木材利用の促進、普及啓発などに活用されています。

また、制度の透明性を確保するため、森林環境譲与税の使途は公表が義務付けられています。廿日市市における具体的な活用状況についても、市のホームページで確認することができます。

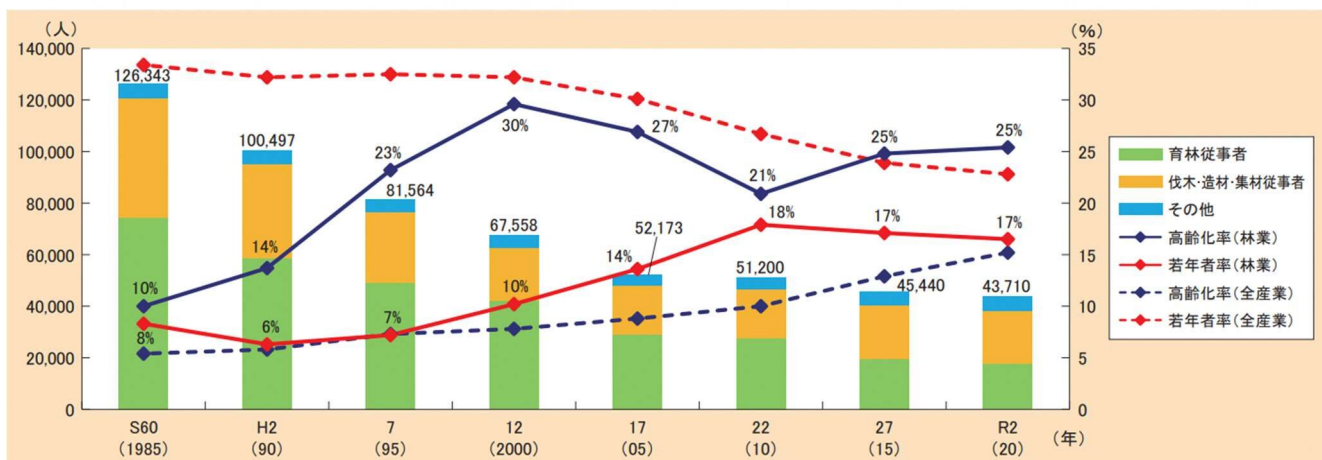
2-3 森林所有者の高齢化の影響



日本の林業従事者数は長期的に減少傾向にあり、昭和 60 年には全国で 126,343 人が従事していたのに対し、令和 2 年には約 3 分の 1 の 43,710 人まで減少しています。さらに、林業従事者の高齢化率（65 歳以上）は 25% と高く、今後も林業従事者の減少が予想され、放置される森林の増加や災害リスクの高まりが懸念されています。

また、高齢化に伴う世代交代や不在村化、未登記などにより、森林所有者の特定や森林境界の明確化が困難になりつつあります。こうした背景を踏まえ、国は森林所有者の把握を目的とした法改正を進めています。平成 24 年の森林法改正により、新たに森林の土地を取得した森林所有者には市町村長への届出が義務付けられ、令和 6 年 4 月からは、相続に伴う登記申請も義務化されました。市町村には、これらの情報を林地台帳に反映し、森林所有者の情報を適切に管理していくことが求められます。

《林業従事者数の推移》



●出典：令和 6 年度森林・林業白書

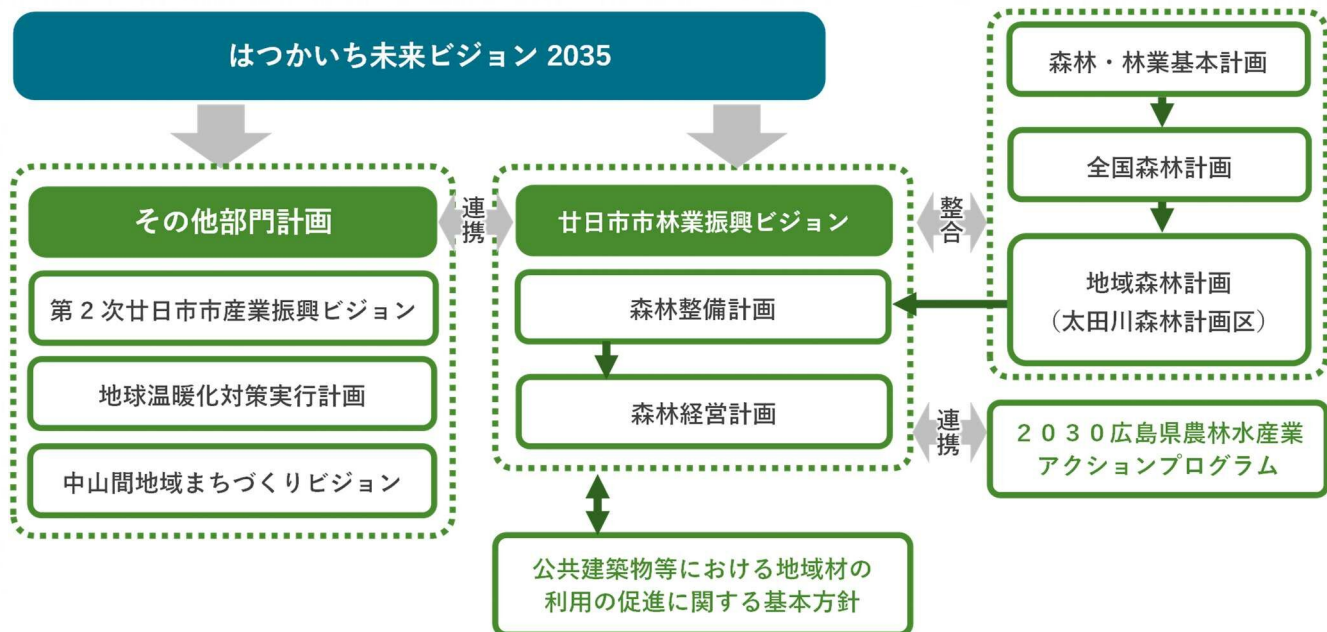
用語説明

○不在村化：山林の所在地と山林保有者の居住地が同一市町村内でないこと。

3. 林業振興ビジョンの位置づけ

「廿日市市林業振興ビジョン」は、上位計画である「はつかいち未来ビジョン 2035（第7次総合計画：令和8年3月）」の個別計画として位置づけます。策定にあたっては、「廿日市市森林整備計画」や、「産業振興ビジョン」等の諸計画との連携を図りながら、廿日市市が目指すべき森林づくりの基本的な方向性と、より具体的な施策や取組を明確化するものとします。

《ビジョンの位置づけ》



4. 計画期間

廿日市市林業振興ビジョンの計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和17年度末を最終年度とする10か年とします。また、計画期間に前期と後期を設定し、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、5年後の前期終了時に、ビジョンの点検及び見直しを行います。

前 期**令和 8 年度～令和 12 年度****後 期****令和 13 年度～令和 17 年度**



第2章 林業の現状と課題

1. 森林・林業の現況
2. 事業体ヒアリング・アンケート調査
3. 林業振興課題と対応方針

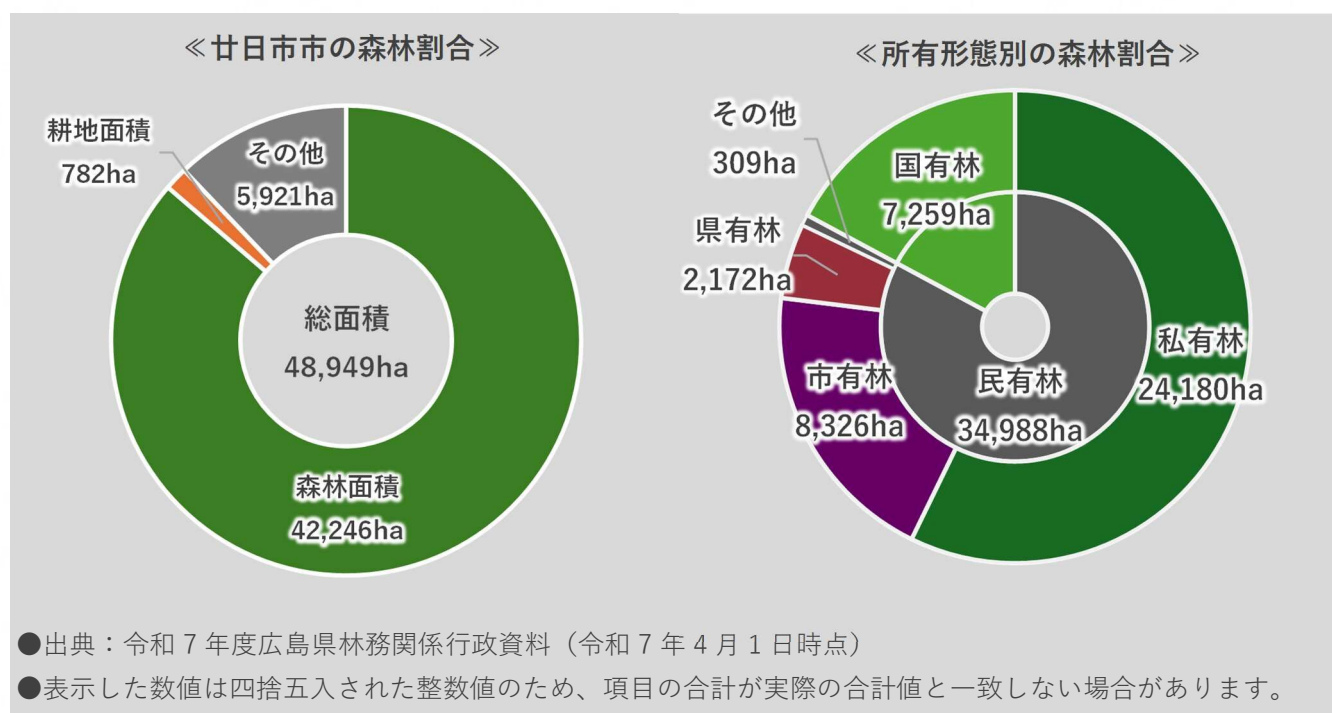


1. 森林・林業の現況

1-1 森林面積



廿日市市における森林面積は 42,246ha で、**本市の総面積 48,949ha に占める割合は約 86%**となっています。また、森林面積のうち、民有林が 34,988ha で約 83%を占め、残りの 7,259ha が国有林となっています。民有林の内訳は、広島県が所有する県有林が 2,172ha、廿日市市が所有する市有林が 8,326ha であるのに対し、**個人や企業が所有する私有林が 24,180ha**を占めています。



ポイント

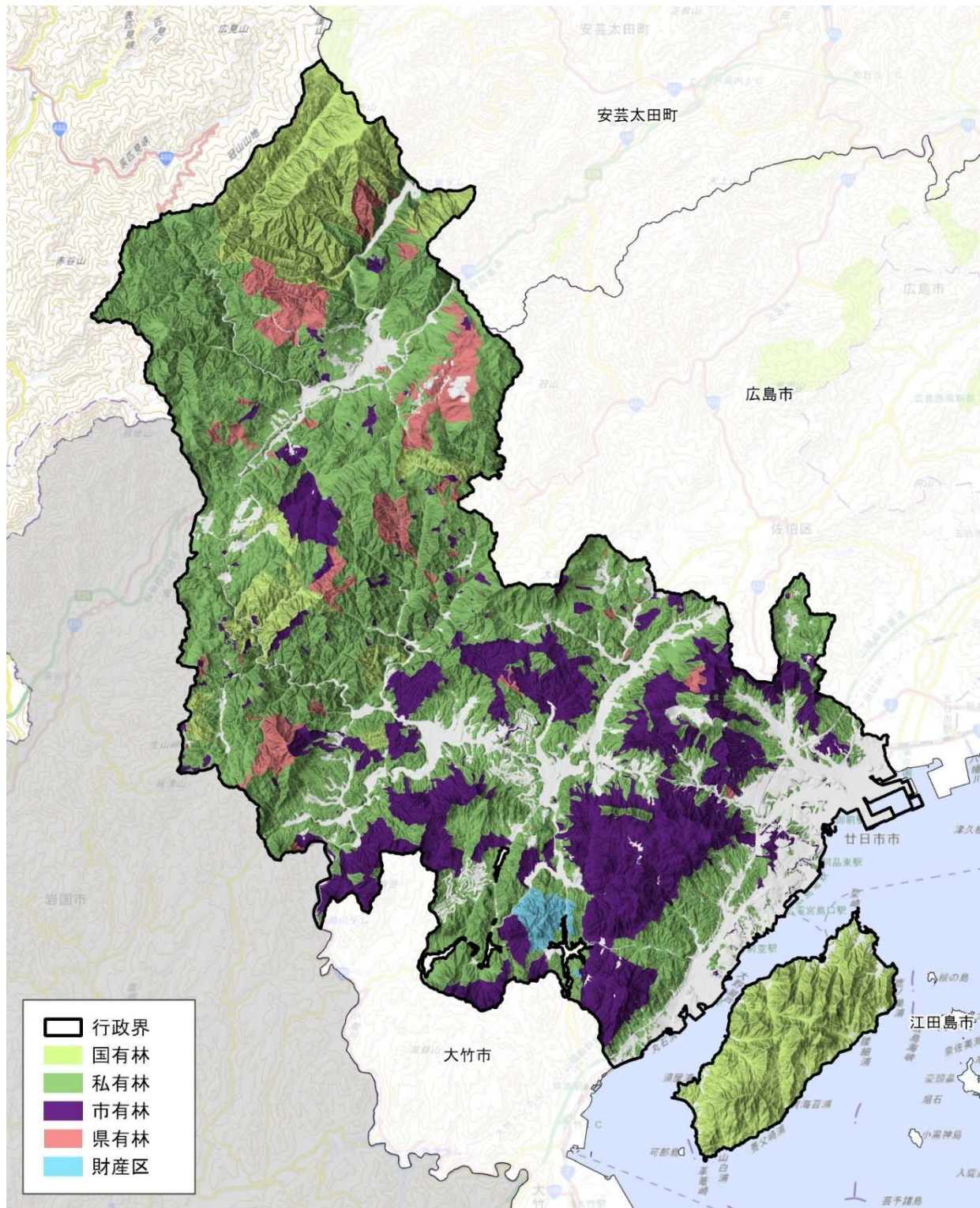
廿日市市は、**森林の面積割合が高い**特徴があり、広島県内の市町村で見ても、庄原市（88.2%）に次ぐ 2 位となっています。

森林資源が豊富にある一方で、その所有形態は、私有林が大半を占めているため、森林所有者の管理意識や経済状況により、**森林の保全や活用に差が生じやすい状況**にあります。

用語説明

- 国有林：国が所有する森林の総称。
- 民有林：地方自治体および個人や法人を含む民間が所有している森林の総称。
- 私有林：民有林のうち、地方自治体が所有する森林を除いた、民間所有の森林。

所有形態別の森林位置図

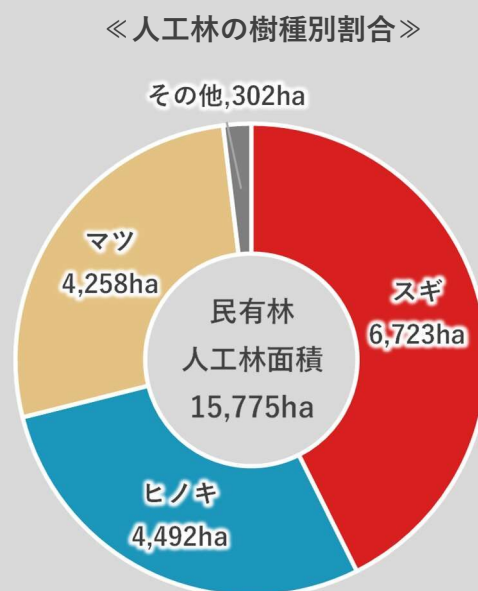
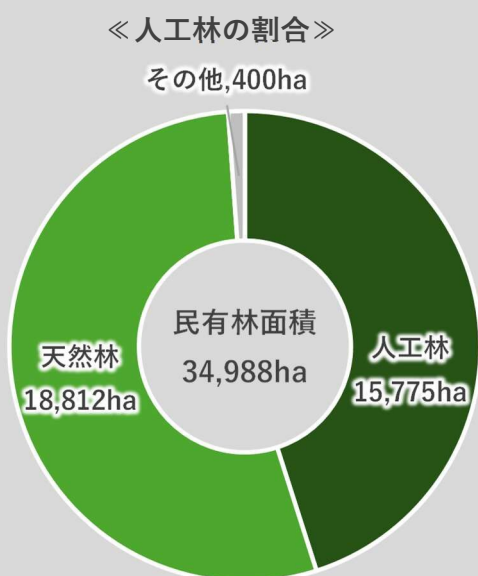


- 1) 背景図：地理院地図（標準地図）を使用
- 2) 所有形態：広島県 森林計画図をもとに作成
- 3) 国有林野：国土交通省国土数値情報ダウンロード (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html>) を加工して作成
- 4) 行政界：国土交通省国土数値情報ダウンロード (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2026.html>)

1-2 人工林の割合



廿日市市の民有林面積は 34,988ha であり、人工林が 15,775ha、天然林は 18,812ha を占めており、**人工林率は 45%**です。人工林の内訳は、スギが 6,723ha（42.6%）で最も多く、ヒノキが 4,492ha（28.5%）、マツが 4,258ha（27.0%）です。



●出典：令和 7 年度広島県林務関係行政資料（令和 7 年 4 月 1 日時点）

●表示した数値は四捨五入された整数値のため、項目の合計が実際の合計値と一致しない場合があります。

ポイント

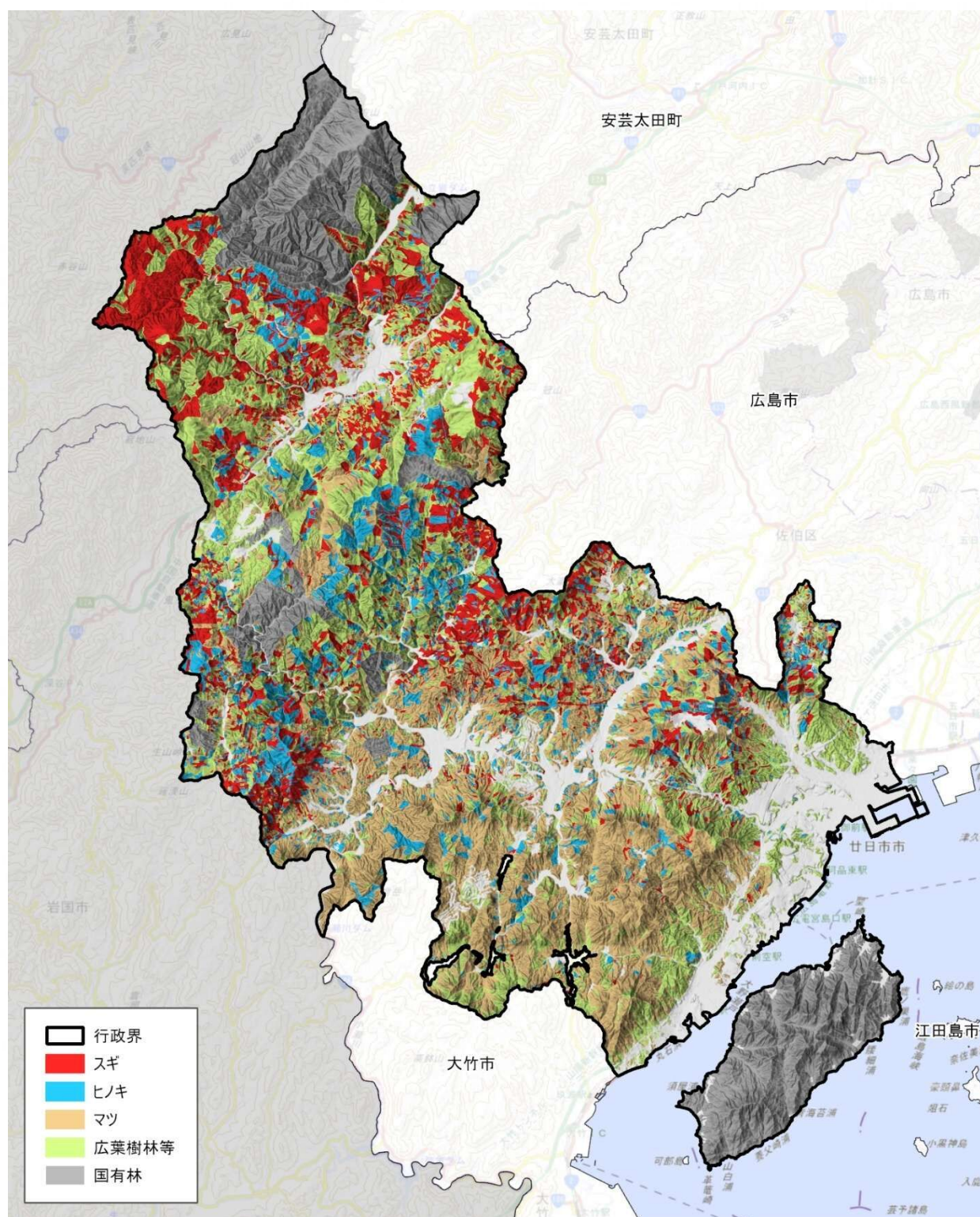
廿日市市は、広島県全域の人工林率（32%）を大きく上回り、**人工林化が進んでいる自治体**といえます。今後、人工林においては、適切な間伐や再造林による森林の健全化、災害リスクの低減、さらに多様な樹種の導入による生態系保全が重要です。また、林業経営の持続性を確保するため、**地域資源を活用した木材利用の促進**や担い手育成への取組が求められます。

用語説明

○再造林：伐採した後の森林に、新たな苗木を植え付けること。



樹種別の森林位置図



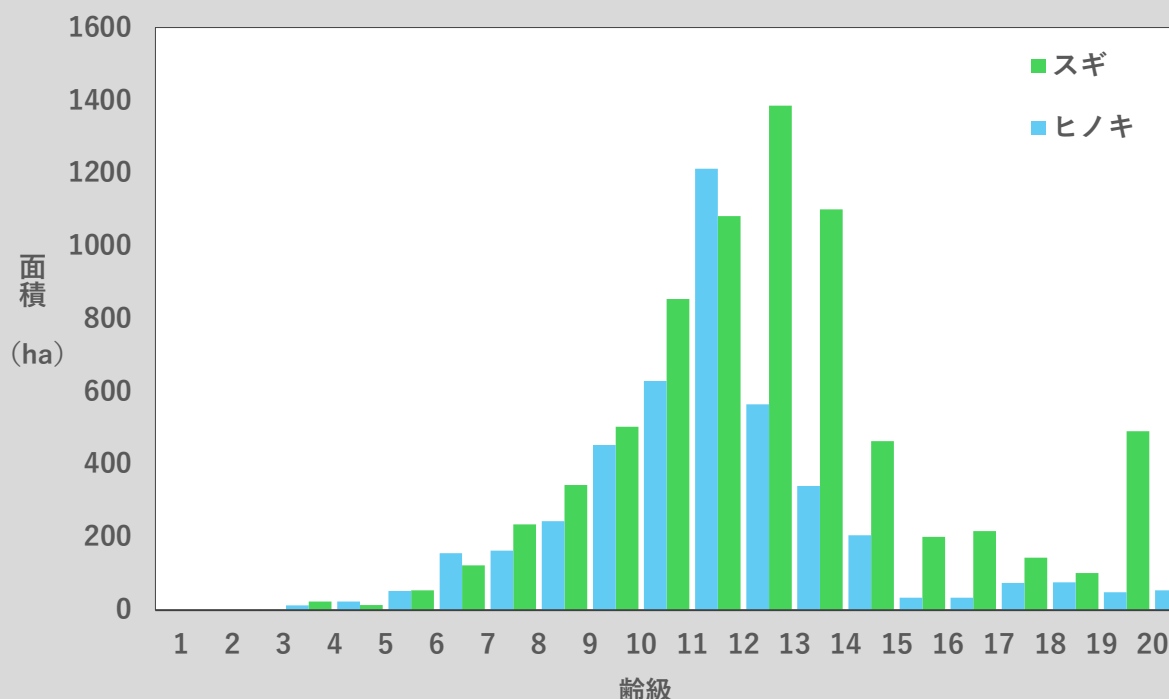
- 1) 背景図：地理院地図（標準地図）を使用
- 2) 樹種情報：広島県 森林計画図をもとに作成
- 2) 国有林野：国土交通省国土数値情報ダウンロード (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html>)
を加工して作成
- 3) 行政界：国土交通省国土数値情報ダウンロード (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2026.html>)

1-3 齢級別森林面積



廿日市市の民有林における齢級別の森林面積は、そのほとんどが 11 齢級以上（林齢で 51 年以上）の森林が占めています。スギは全体の 82%、ヒノキは 60%が 11 齢級以上の森林となっており、**既に木材としての利用期を迎えた森林が広く分布し、齢級構成には偏りが生じている状況**と考えられます。

《 齢級別の面積割合 》



●出典：森林簿・森林計画図より集計（令和 6 年 4 月 12 日最終更新）

ポイント

廿日市市が定める森林整備計画では、スギであれば 7 齢級、ヒノキであれば 8 齢級程度で伐採に適した齢級としており、現状としては、これを大きく超える**高齢級の森林が広く分布**しています。

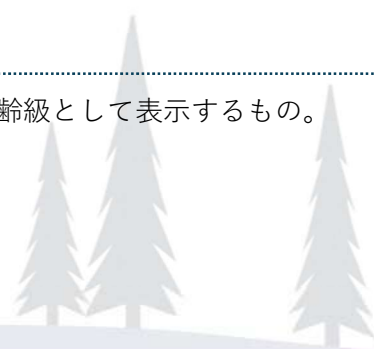
木材としての利用期を迎えた森林が豊富であるため、木材等の森林資源の安定供給や**林業の活性化に向けた潜在能力が高い**森林が多くあるといえます。一方で、**齢級構成には偏り**が生じており、**再生林の遅れ**や**森林の更新不足**を招き、風倒木や病虫害リスクの増大、生態系の悪化といった課題を抱えている状況です。

用語説明

○齢級：初年度を 1 年生とし、1～5 年生までを 1 齢級、6～10 年生までを 2 齢級として表示するもの。

齢級の幅は、通常 5 か年。

○風倒木：台風などの強風により、倒れてしまった樹木。



1-4 所有規模別林家数



廿日市市の林家（総数：1,055 件）のうち、所有面積が1～3ha 未満の林家が 671 件（63.6%）、3～5ha 未満の林家が 171 件（16.2%）で、**所有面積が 5ha 未満の林家が全体の約 8 割**を占めています。反対に、50ha 以上を所有している林家はわずか 13 件であり、全体の 1%程度であることから、**廿日市市の森林の所有形態は小規模分散的**であるといえます。

《所有規模別林家数の割合》



●出典：令和 7 年度広島県林務関係行政資料（令和 2 年 2 月 1 日時点：2020 年農林業センサス）

ポイント

廿日市市の森林は、**多くの所有者が小さい面積を所有している傾向**にあるため、林業を効率的に進めるには、複数の土地をまとめて施業する「**集約化**」の**仕組みが必要**です。

しかし、現実では、所有者がわからない森林や、境界のわからない森林が多く存在する状況にあるため、まずは**森林境界の明確化**や、**所有者の探索**を進める必要があります。

用語説明

○林家：保有山林面積が 1 ha 以上の世帯

1-5 林道の現状



廿日市市には、林道が 128 路線（延長 196,936m）整備されており、民有林内における林道密度は 5.6m/ha になります。林内に通る、林道以外の路線延長（県道・市道）は 320,534m に及び、これを加えると、**林内道路密度は、14.8m/ha** になります。広島県全域での林道密度は 4.3m/ha、林内道路密度は、15.5m/ha です。

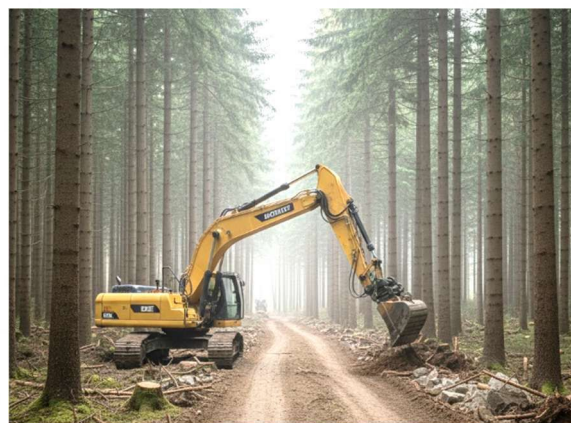
《廿日市市の林道整備状況》

エリア	林 道 (自動車道)		民有林面積 ha(B)	林道密度 A/B	林内公道 延長 m(C)	林内道路密度 (A+C)/B
	路線数	延長 m(A)				
廿日市市	128	196,936	34,987.61	5.6	320,534	14.8
広島県	1,713	2,447,969	573,646.68	4.3	6,434,233	15.5

●出典：令和 7 年度広島県林務関係行政資料（令和 7 年 3 月 31 日時点：民有林面積・林道延長 県林業課調べ）



機材の搬出に必要不可欠な林道・作業道



林道整備の様子

ポイント

林道や林内公道等の路網は、**森林管理や効率的な木材搬出、災害時の迅速な対応**を可能にし、森林資源の持続的利用には欠かせません。一方で、過剰な路網開設は、森林の分断や土壌流出、維持管理コストの増大といったリスクを招く可能性もあります。

廿日市市の林内道路密度は 14.8m/ha であり、広島県全域の 15.5m/ha と比べてやや低い水準にありますが、**路網の必要性和環境保全の両面を考慮した計画的な整備**が求められます。

用語説明

○林道：森林内での伐採・搬出・保育作業を行うために整備される専用の道路。

○作業道：森林内での伐採や集材など現場作業を行うために簡易に造成される林業用の小規模路網。

1-6 素材生産量

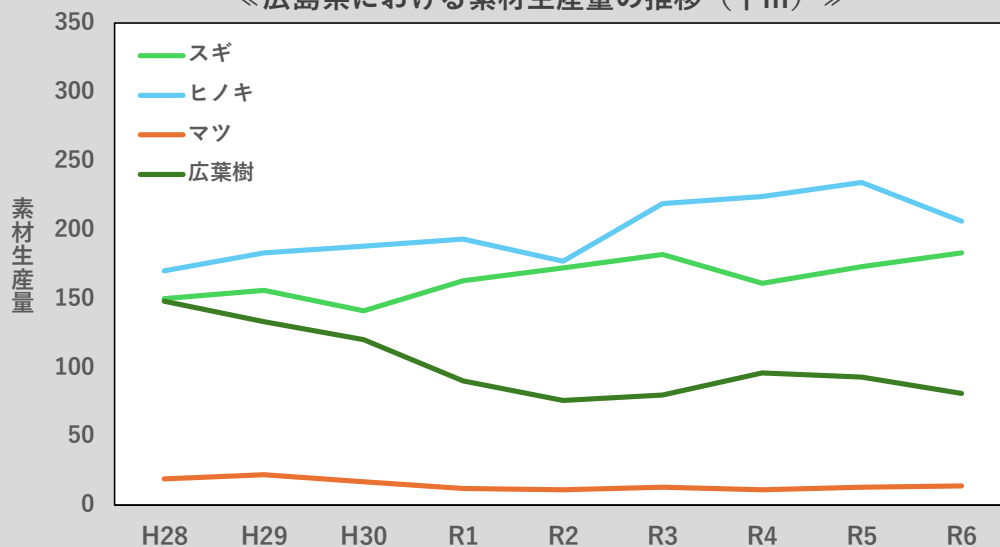


広島県におけるスギやヒノキの素材生産量は、年変動による増減はあるものの、平成 28 年度から令和 6 年度までの**長期的な視点で見ると横ばい～増加傾向**にあります。一方、広葉樹については、平成 28 年度から令和 6 年度ごろまで、減少傾向が続いています。

《広島県における素材生産量の推移（千 m^3 ）》

樹種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総数	487	494	466	457	436	495	492	513	484
スギ	150	156	141	163	172	182	161	173	183
ヒノキ	170	183	188	193	177	219	224	234	206
マツ	22	17	12	11	13	11	13	14	14
その他針葉樹	0	0	0	0	1	0	0	0	0
広葉樹	133	120	90	76	80	96	93	81	81

《広島県における素材生産量の推移（千 m^3 ）》



●出典：令和 3 年度広島県林務関係行政資料、令和 7 年度広島県林務関係行政資料

ポイント

広島県全域でみると、**スギやヒノキの素材生産量は増加傾向**にあります。ただし、廿日市市単体での集計が行われておらず、林業を振興し、その経過を持続的にモニタリングしていくためには、こうした**森林や林業に関する情報を集計・管理・活用する体制の構築が重要**です。

用語説明

○素材生産量：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除いた丸太の量。

2.事業体ヒアリング・アンケート調査

廿日市市で活躍する林業事業体や製材加工・流通販売業者、森林ボランティアの方々を対象に、林業関連業界の実情や、廿日市市の課題やニーズについて、調査しました。

Q&A ヒアリング・アンケート結果

Q1. 廿日市市で林業を行ううえで、強みと感じられる点は何ですか？

- 廿日市市内に製材所が新設されており、**大径材の加工が可能**になりました。
- 廿日市市の公共工事では、**廿日市市産材の利用件数が増加**しています。
- 多数の木材関連業者が存在**するのが強みだと思います。中には、小ロットや短納期での配送にも対応可能な業者もあります。
- 森林ボランティアの活動において、廿日市市からの**活動資金の支援や、保険制度が利用できる**ので、助かっています。

Q2. 廿日市市で林業を行ううえで、何か心配事がありますか？

- 木材価格や需要の低迷が著しいことに加えて、人件費や燃料費等の高騰により、林業にかかる**コストは増加**しており、**利益が出せない**状況です。
- 建築の需要が減少傾向**にあると感じます。
- 高齢化が著しく、森林ボランティア団体からの**退会者が増加**しています。また、小学生の森林ボランティアへの**参加者が年々少く**なっています。



Q3. 廿日市市で林業を行ううえで、課題となっている点は何ですか？

- 林業の担い手が不足しており、施業面積を増やすのが困難です。また、林業従事者の高齢化が進んでおり、今後はより人材が不足することが懸念されます。
- 森林所有者の森林に対する関心が薄れてしまっています。林業は、森林所有者の意向なしでは実施できません。積極的に森林を管理していく意識をもってもらうために、林業に魅力を感じてもらう必要があります。
- 森林所有者の意向を確認し、施業の交渉に伺おうとしても、森林の境界がわからない箇所が多く、森林境界明確化や地籍調査の実施が急務だと思います。
- 施業に必要な林道が十分に通っておらず、アクセスできない森林が多数存在します。また、維持管理が行き届かず、表層が削れて通れなくなっているような林道もあります。
- 木材の受け入れ先が不足しています。木を切っても買い手がおらず、丸太を林内に置いておくと、虫などに食べられてしまい、品質が低下してしまいます。
- 木材を利用する上では、樹種や大きさに臨機応変に対応する必要がありますが、廿日市市では産出される木材が限られており、欲しい時に欲しい木が手に入らないのが課題だと感じています。



3. 林業振興課題と対応方針

今後林業を振興していくにあたり、廿日市市で取り組む必要がある施策を検討するため、現況をもとに課題を整理し、その対応方針を整理しました。



“森林管理” に関すること。

社会的背景	○森林環境譲与税による一定の財源確保が期待できる。 ○森林経営管理制度の運用が開始されており、今後は森林所有者が管理困難な森林も管理が必要。
森林の現状	○私有林が大半を占めているため、森林所有者の管理意識や経済状況により、森林の保全や活用に差が生じやすい状況。 ○人工林の齢級構成には偏りが生じている状況。 ○森林の所有形態が小規模分散的。
廿日市市の強み	○森林面積割合、人工林割合がともに高く、森林資源が豊富。 ○木材としての利用期を迎えた高齢級の森林が広がる。
現場の声	○施業を行うために十分な林道が通っておらず、管理が不十分。 ○森林所有者の森林に対する関心度が希薄。 ○地籍調査や境界明確化を進め、森林所有者と交渉ができるようにしてほしい。



ポイント

林業事業者が安心して施業を行える環境を整えるため、森林情報の整備、施業地の集約化、路網整備等の林業基盤の充実を図るとともに、廿日市市自らも森林施業の推進を図る取組が必要。





“人材育成” に関すること。

社会的背景	○森林所有者の高齢化や不在村化が進行し、担い手が不足。
廿日市市の強み	○廿日市市からの活動資金の支援やボランティア保険、研修会等の支援制度が存在。
現場の声	○木材の売却による利益が確保できないと、林業従事者を増やしても維持するのが困難。 ○小学生の森林ボランティアへの参加者が年々少なくなっている。 ○高齢化のため、ボランティア団体の退会者が増加している。



ポイント

現行の支援制度を活用し、林業事業者や森林ボランティア等に加え、市民の森林保全への参加を促進し、その活動を支えることで、担い手の確保と育成を図る取組が必要。



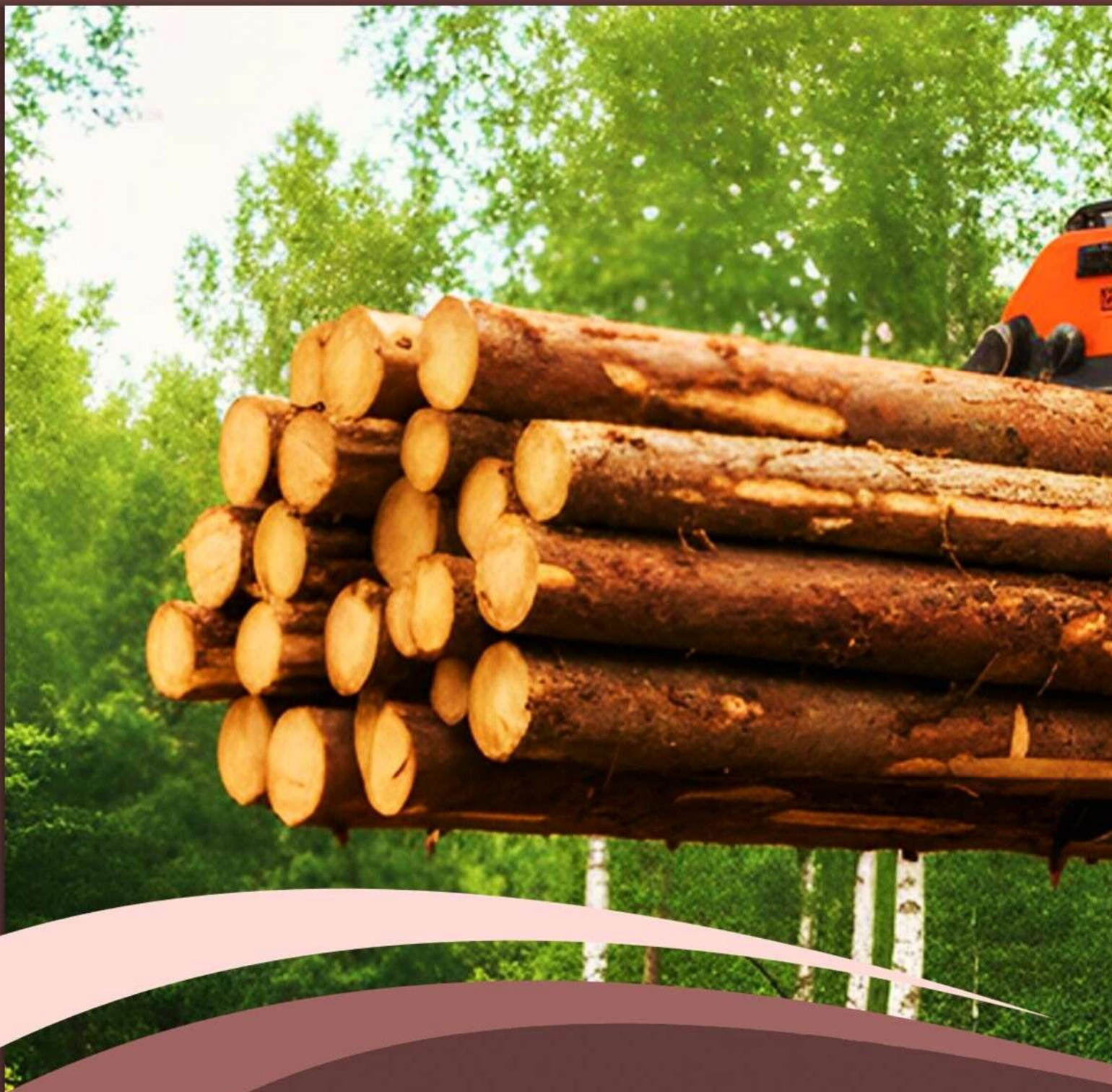
“木材利用” に関すること。

社会的背景	○木材価格や需要の低迷が著しいことに加えて、燃料費等の高騰により運搬にかかる負担は増加。
木材利用の現状	○廿日市市内で、生産された木材量が不明瞭。 ○建築需要・廿日市市産材利用の需要は減少傾向。
廿日市市の強み	○廿日市市内に製材所が新設されており、大径材の加工が可能。 ○森林整備・伐採から製材、加工、建材化、建築利用までを市内で担える産業基盤がそろっており、小ロットや短納期での配送にも対応可能。
現場の声	○木材の受け入れ先が不足。 ○木材が必要な時に入手できない。 ○人件費などのコスト上昇により、利益の確保が困難。 ○公共工事での廿日市市産材の利用件数が増加している。



ポイント

廿日市市で、木材の需要を維持する取組を推進し、木材生産業者と木材利用業者の情報共有を活性化することで、活発な木材利用を目指す取組が必要。



第3章 林業振興ビジョン

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 施策の体系表
4. 施策の主な取組内容



1. 基本理念

廿日市市における林業の課題を踏まえ、今後 50 年、100 年といった長期的な視点から、廿日市市が目指すべき将来の姿を「林業振興ビジョン」の基本理念として示します。

豊かな森林資源を守り、育て、活かしながら持続的に活用し、森林が健全に循環し続ける地域を築くため、その恵みを次世代へと継承し、「木のまちはつかいち」として市民・事業者・行政が一体となって施策に取り組んでいきます。

森林を守り、育て、活かし、
次世代へつなぐ
林業のまちづくり



2. 基本方針

廿日市市では、基本理念の実現に向けて、「森林管理」「人材育成」「木材利用」「普及啓発」の4つの基本方針を掲げます。



森林管理

林業事業体が安心して施業を行える環境を整えるため、森林情報の整備、施業地の集約化、路網整備等の林業基盤の充実を図るとともに、廿日市市自らも森林事業を推進する。



人材育成

現行の支援制度を活用し、林業事業体や森林ボランティア等に加え、市民の森林保全への参加を促進し、その活動を支えることで、担い手の確保と育成を図る。



木材利用

木材の需要を維持する取組を推進し、木材生産業者と木材利用業者の情報共有を活性化することで、活発な木材利用を目指す。



普及啓発

市民が木に触れ、木材の価値を実感できる機会を創出し、林業や木材産業についての学びの場を通して木材利用への理解と関心の向上を目指す。

3.施策の体系表

本ビジョンで定める計画期間の前期（令和 8 年度～令和 12 年度）に、廿日市市が取り組む内容について、下記の体系表に示します。また、それぞれの取組に前期 5 年間での数値目標を定め、前期終了時に施策の評価および再設定を行うことで、変化する社会情勢を踏まえた取組を推進します。

基本理念	基本方針	基本施策	主な取組	目標指標	
				現況値※1	目標値※2
森林を守り、育て、活かし、次世代へつなぐ林業のまちづくり	森林管理	適切な森林整備	・ 森林整備の推進	森林整備面積	
				346ha※3	100ha
			・ 再造林の促進	再造林実施面積	
				129ha	125ha
			・ その他、森林整備に関する取組	—	
		林業の基盤整備	・ 森林境界明確化や不明森林所有者の探索の推進	森林調査実施面積	
				165ha	50ha
			・ 広島県が整備する森林資源情報の活用推進	—	
			・ 林地台帳の適切な運用推進	—	
			・ 林業機械導入の促進	—	
			・ 林業に必要な作業道整備の促進	—	
	人材育成	林業の担い手育成	・ 担い手への研修費や備品購入費用の支援	支援実施件数	
				7 件	10 件
	木材利用	市民による森づくりの促進	・ 森林ボランティア等の活動支援	支援実施件数	
				39 件	40 件
	普及啓発	木材利用の促進	・ 公共施設等における木材利用の推進	木材利用件数	
				10 件	15 件
	普及啓発	加工・流通体制の構築	・ 市内製材施設の活用促進	製材量	
				70,866 m ³	80,000 m ³
	普及啓発	木に親しむ機会の創出	・ 森林環境学習の促進	イベント参加者等人数・木材施設利用者数	
			・ 木育の推進	4,218 人	10,000 人

※1 現況値は、特別な記載がない限り、直近 5 年間の累計値を示す。

※2 目標値は、令和 8 年度から令和 12 年度までの合計値を示す。

※3 令和 6 年度までに行われた森林整備面積の合計値を示す。

4. 施策の主な取組内容

4-1 適切な森林整備



【現状と課題】

廿日市市の森林は人工林の割合が高く、利用期を迎えた高齢級の森林が広がる一方で、森林所有者の高齢化や管理意識の低下により、手入れの行き届かない森林が増加しています。

こうした中、森林を健全に保ち、持続可能な資源として活用することは、木材生産を通じた地域産業の活性化や、災害リスクの低減による市民の安全確保だけでなく、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の観点からも注目度が高まっています。

【施策の展開】

（１）森林整備の推進

森林が手入れ不足によって荒廃するのを防ぎ、良質な木材が得られるように、適切な保育間伐を実施します。また、木材生産に適さない森林については、公益的機能を発揮するため、切り捨て間伐を中心とした施業を推進するとともに、地域の環境条件を踏まえて針広混交林への誘導を検討します。



（２）再造林の促進

主伐後に裸地が残ることによる災害の誘発を防ぐため、確実な再造林の履行を促進します。森林を伐採する際には、伐採届の提出が法律上義務付けられていることから、手続きにきた林業事業者や森林所有者に対し、再造林の必要性や手続きの流れについての周知・啓発を行います。

（３）その他、森林整備に関する取組

森林を適切に整備することで、木材だけでなく、市内で生産されるきのこやわさびなどの特用林産物の安定供給にもつながり、地域産業の持続的な発展に寄与することが期待されます。

また、廿日市市では令和４年６月にゼロカーボンシティを宣言していることから、二酸化炭素の吸収源対策として、J-クレジット等の導入についても検討を進めます。

【目標指標】	現況値	前期目標値
森林整備面積	346※ _{ha}	100 _{ha}
再造林実施面積	129 _{ha}	125 _{ha}

※令和６年度までに行われた森林整備面積の合計値

用語説明

○針広混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林。

○特用林産物：きのこや山菜類、工芸品材料等の、森林を起源とする生産物の総称（一般の木材を除く）。

○カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を地域全体としてゼロを目指すこと。

○J-クレジット：森林整備等によるCO₂吸収量を、取引可能なクレジットとして国が認証する制度。

4-2 林業の基盤整備



【現状と課題】

廿日市市では、森林所有者の高齢化や相続未登記といった要因により、境界不明や所有者不明の森林が増加しており、円滑な森林施業の実施を妨げる要因となっています。林業の持続的な発展を図るには、森林の境界や森林所有者情報の正確な把握、新しい技術を活用した森林資源情報の高度利用、そして施業を支える物的基盤の強化が不可欠です。

【施策の展開】

（１）森林境界明確化や不明森林所有者の探索の推進

森林境界明確化や不明森林所有者探索を推進し、計画的に森林経営管理制度を運用することで、効率的な森林施業を目指します。また、相続等により森林を取得した際には、森林の土地の所有者届出書の提出が法律上義務付けられていることから、市民に対し、関係制度への理解促進を図ります。

（２）広島県が整備する森林資源情報の活用推進/林地台帳の適切な運用推進

広島県が整備する森林資源情報を積極的に活用するとともに、廿日市市が管理する林地台帳を適切に更新・運用し、境界情報や森林所有者情報の整合性を確保します。これにより、森林経営計画や林業事業体の活動に必要な基礎情報の精度向上を図り、地域全体で進める森林管理の基盤を強化します。

（３）林業機械導入の促進

労働力不足が進む中、安全で効率的な施業を行うには林業機械の導入や設備更新が必要です。廿日市市が林業機械導入に対する補助を行うことで、労働負荷の軽減を支援します。



●出典：農林水産省

（４）林業に必要な作業道整備の促進

間伐材の搬出や主伐・再造林を円滑に進めるため、作業道の整備を促進します。安全性の向上と施業コスト縮減を図り、地域林業の生産体制強化を図ります。

【目標指標】

森林調査実施面積

現況値

165ha

前期目標値

50ha

用語説明

○林地台帳：市町村が整備・管理する、森林の基礎的情報を集約した公的台帳。

○森林経営計画：森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、森林の経営を行う一体的な森林を対象に、森林の施業及び保護について作成する５年を１期とする計画。

4-3 林業の担い手育成



【現状と課題】

森林所有者の高齢化や不在村化が進行し、担い手が不足している状況にあります。また、林業事業体が人材を維持していくためには安定した利益確保が求められます。

【施策の展開】

(1) 担い手への研修費や備品購入費用の支援

林業に従事する若手からベテランまで幅広い層の技術力向上を図るため、必要な研修の費用を補助し、質の高い施業を支える人材育成を支援します。また、新たな林業就業者が、円滑に職務を始められるよう、安全装備や作業機器などの備品購入費を支援することで、初期費用の負担を軽減し、就業者の定着を促進します。



【目標指標】	現況値	前期目標値
担い手への研修や備品購入に対する支援実施件数	7 件	10 件

4-4 市民による森づくりの促進



【現状と課題】

廿日市市内で、森林の保全に大きな役割を果たしている森林ボランティア団体等において、会員の高齢化に伴い退会者が増加しています。また、次世代を担う小学生の参加者は減少傾向にあり、今後、これらの団体の体制強化が必要になります。

【施策の展開】

(1) 森林ボランティア等の活動支援

森林ボランティア等が継続的かつ安全に森林環境学習や木育イベントなどの活動ができるよう、必要な道具類の購入費や消耗品費、保険料等の費用について支援を行います。また、ボランティア団体等の活動が円滑に進むよう、活動の場の確保や関係者との調整など、活動環境の整備にも取り組みます。



【目標指標】	現況値	前期目標値
森林ボランティア等の活動に対する支援実施件数	39 件	40 件

4-5 木材利用の促進



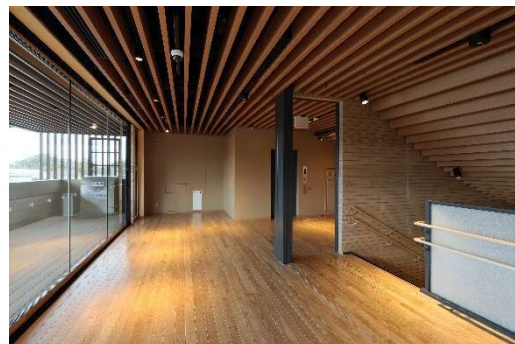
【現状と課題】

木造建築の需要は減少傾向にあり、安価な外国産材に対して国産木材は特に需要の低下が著しい状況にあります。このため、廿日市市産材の需要を確保する取組が必要です。

【施策の展開】

(1) 公共施設等における木材利用の推進

廿日市市産材の需要を確保する取組として、公共施設および民間建築物の建築・改修に合わせて内装の木質化を進めるとともに、机や椅子などの什器類にも積極的に廿日市市産の木材を使用します。



【目標指標】

公共施設等における木材利用件数

現況値

10 件

前期目標値

15 件

4-6 加工・流通体制の構築



【現状と課題】

廿日市市には、多数の木材関連業者が存在し、大径材の加工が可能な製材所が新設されているという、他の自治体にはない大きな利点があります。一方で、木材の流通が廿日市市内で循環する体制は十分でなく、地域の生産体制を最大化する取組が必要です。

【施策の展開】

(1) 市内製材施設の活用促進

市内に立地する製材施設を最大限活用するため、製材施設と森林所有者・林業事業体・建築関係者などの関係者との連携を深め、廿日市市産材の流通が円滑に進むような環境づくりに取り組みます。また、廿日市市産材の利用を拡大するため、公共事業や民間建築での利用ニーズと加工供給状況の情報共有の場を設け、廿日市市内で木材が循環する仕組みの構築を目指します。



【目標指標】

市内製材施設での製材量

現況値

70,866 m³

前期目標値

80,000 m³

用語説明

○木質化：建築物の内装、外装及び外構の全て又は一部に木材を用いること。

4-7 木に親しむ機会の創出



【現状と課題】

廿日市市は豊かな森林資源と木工産業の歴史を有する一方、生活様式の変化により市民が森林や木材に触れる機会が減少し、特に子ども世代の森林への理解や木の魅力を体感する機会の不足が課題となっています。また、森林所有者の高齢化に伴い管理意識が低下し、地域林業への関心も薄れつつあります。

【施策の展開】

（１）森林環境学習の促進

森林の役割や木材利用の意義について、市民や次世代を担う子どもたちの理解を深めるため、森林環境学習を促進します。また、木を育て、伐採し、利用されるまでの一連の流れを体験的に学ぶことができる機会を創出することで、森林や木材への関心を高める取組を推進します。



（２）木育の推進

子どもたちが木の温もりや香りに親しみ、木材への理解を深められるよう、市内の保育園や幼稚園、児童施設などの教育・保育施設において木製遊具や木工玩具の整備を進めます。また、木を身近に感じられる空間づくりを通じて、日常的に木に触れられる環境を整備し、情操教育の充実とともに、廿日市市産材への関心や理解の促進を図ります。



【目標指標】

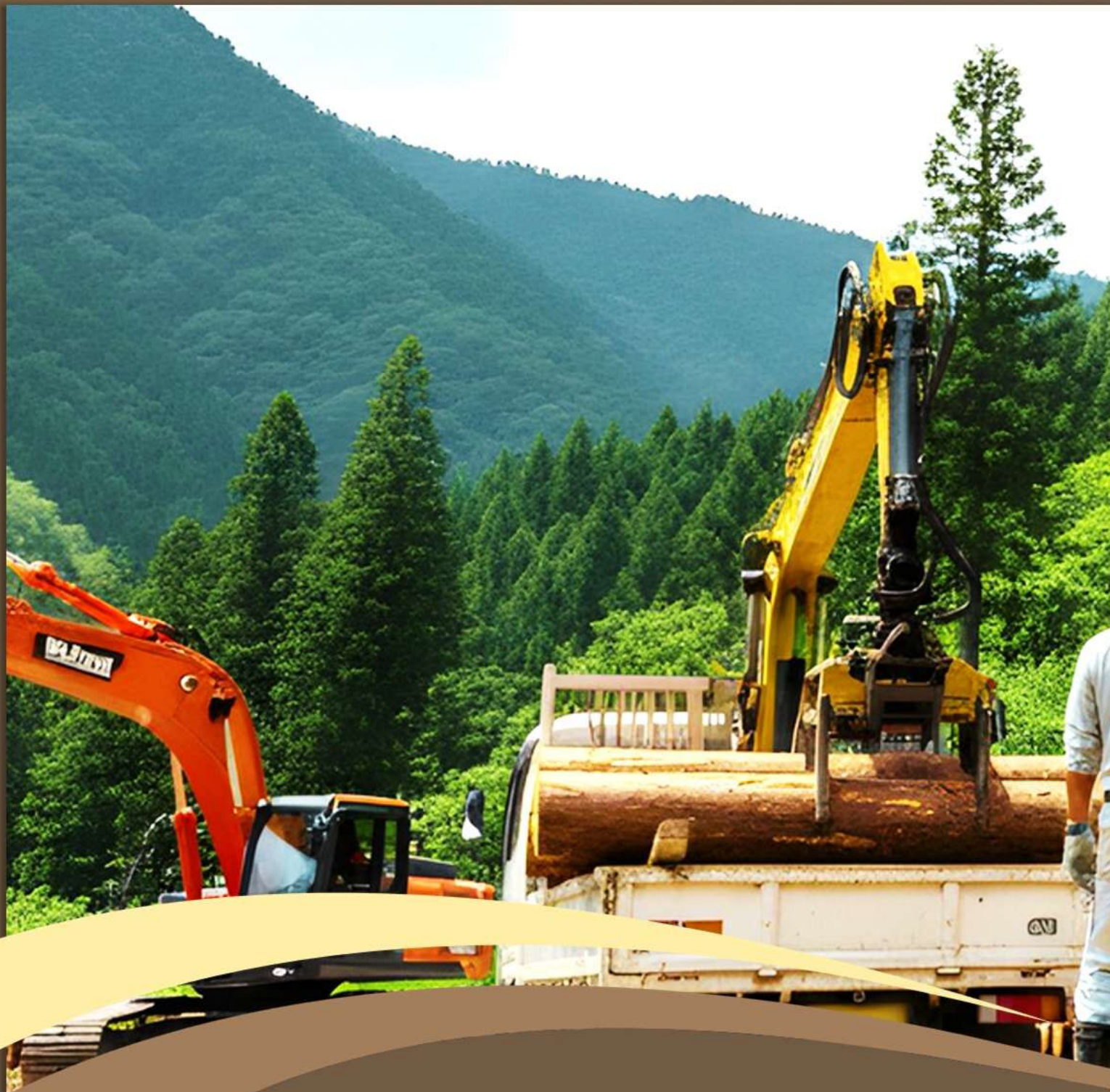
イベント参加者等人数・木材施設利用者数

現況値

4,218 人

前期目標値

10,000 人



第4章 林業振興ビジョンの推進体制

1. 連携体制
2. 各主体に期待される役割



1. 連携体制

廿日市市林業振興ビジョンの理念を実現するためには、森林資源の育成から伐採、加工、流通、利用に至るまで、林業サプライチェーン全体を俯瞰した包括的な取組が不可欠です。

林業には多様な主体が関与しており、それぞれが異なる立場と役割を担っています。そこで廿日市市では、森林を地域資源として捉え、その価値を関係者間で共有することにより、各主体の特性を活かした柔軟な連携体制の構築を進めています。

このような体制のもと、地域全体を最適化して持続可能な森林利用を図ることで、地域経済の循環と環境保全の両立を目指し、林業振興ビジョンの着実な推進を図っていきます。



用語説明

○サプライチェーン：原材料の調達から製造、物流、販売、最終的な顧客提供までの一連の仕組み。

2.各主体に期待される役割

森林所有者

森林は個人の資産であり、森林所有者自身が主体的に管理することが求められます。森林に対する関心を持ち、持続可能かつ効率的な森林経営を行うことで、次世代へと継承していくことが重要です。

また、管理が困難な森林については、「森林経営管理制度」を通じて、行政や林業事業体による支援を受けることができるため、制度への積極的な協力が期待されます。

森林組合・林業事業体

森林組合・林業事業体は、林業の専門家集団として、行政や森林所有者からの受託により森林施業の主体として中核的な役割を担うことが期待されます。また、林業のサプライチェーンの川上として、木材利用者との情報共有を図りながら、廿日市市産材の安定供給が求められます。

木材利用業者

木材利用業者は、「木のまち」としての伝統を守り、地域の森林から生産される木材を積極的に活用して製品化することで、地域の森林と市民の生活をつなぐ役割が期待されます。サプライチェーンの川下として、市民の木材へのニーズを的確に把握し、廿日市市産材の需要を開拓して、木材の継続的、安定的な消費の仕掛け人となることが期待されます。

NPO 団体・森林ボランティア

NPO 団体や森林ボランティアは、自主的な森林活動を展開し、林業の担い手としての役割が期待されます。また、森林とのふれあいや楽しみ方を熟知しているため、市や関係機関と連携し、市民や団体等の森林活動への参加を進め、森林とのふれあい方を伝える指南役として、森林と市民をつなぐ懸け橋となる役割が期待されます。

市民・企業

廿日市市に在住の市民や、市内に事業所を置く企業は、森林の役割や機能についての理解を深め、CSR 活動や地域の森林活動に参加することで郷土愛を育むとともに、市内産の木材製品等の積極的な活用等、森林資源の適切な活用を通して、地域の森林環境の保全と利用促進に寄与することが期待されます。

廿日市市

廿日市市は、林業関係者だけでなく、国、県、近隣市町と連携し、林業振興ビジョンに基づく、施策の展開を通して、地域産業を支える林業を振興し、森林環境の維持管理に取り組みます。

また、施策の展開にあたり、“木のたびネットワーク”を通じて、すべての主体が参画して林業の持続的発展と次世代への継承が円滑に進むよう、リーダーシップを発揮し、廿日市市の総合的な森林・林業政策の舵取りを担います。



廿日市市林業振興ビジョン

発行日 令和 8 年 7 月
発 行 広島県廿日市市
編 集 廿日市市 産業部 農林水産課 林業振興係
〒738-8501 廿日市市下平一丁目 11 番 1 号

※本紙の一部に、生成 AI により作成した画像を使用しています。